

# カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリジョン規約

〔令和3年7月29日総会決定〕  
〔令和4年6月30日最終改正〕

カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリジョン規約を以下のとおり定める。

## 第1条（名称）

本会は、カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリジョン（以下「大学等コアリジョン」という。）と称する。

## 第2条（目的）

カーボンニュートラル達成に向けた大学等（大学及び大学共同利用機関を言う。以下同じ。）の地域、国及び世界への貢献のため、大学等間の連携や、大学等と社会の各セクターとの連携の強化等を通じて、脱炭素化に係る大学等の貢献の在り方や方向性を議論するとともに、その具体的手法に係る研究開発や成果の社会実装の推進、活動成果等の知見の共有、国内外への発信力の強化等を行うことを目的とする。

## 第3条（活動）

大学等コアリジョンは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) カーボンニュートラル達成に向けた大学等の貢献の在り方と方向性等に係る議論のとりまとめ及びその進捗管理
- (2) ワーキンググループの活動を通じた、大学キャンパスの脱炭素化、自治体や企業等と連携した地域の脱炭素化、共同研究、人材育成並びに国際連携及び国際協力の推進
- (3) 大学等コアリジョン並びに各大学等の取組等に係る国内外への情報発信
- (4) その他、前条の目的の達成に向けて必要な事項

## 第4条（参加機関及び協力機関等）

- 1 大学等コアリジョンは、第2条の目的を共有し、前条の活動を実施する大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び研究機関（以下「参加機関」という。）の集まりとする。
- 2 大学等コアリジョンには、前条の活動に協力する研究機関、自治体、企業及びネットワーク等（以下「協力機関等」という。）が参加することができる。

## 第5条（参加手続）

大学等コアリジョンに参加しようとする機関は、総会の承認を得て、参加機関または協力機関等となることができる。ただし、企業の参加にあたっては、事前に参加を希望するワーキンググループ担当委員会の承認を得なければならない。

## 第6条（退会手続）

参加機関及び協力機関等が脱退する場合は、運営委員会に対して事前に通告するものとする。

## 第7条（総会）

- 1 総会は、全参加機関の代表者により構成し、文部科学省、経済産業省及び環境省（次条において「関係省庁」という。）が同席する。協力機関等はこれに同席し、意見を述べるることができる。
- 2 総会の議長は、運営委員会の議長が務める。
- 3 総会は、本規約及び規則の制定・改廃、第3条の各号の活動方針の決定と進捗管理、ワーキンググループの設置及び廃止、その他議長が必要と認める事項の審議及び採決を行う。
- 4 総会においては、参加機関が議決権を持つ。総会は、参加機関の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決を行う。やむを得ない理由により欠席する者は、書面をもって評決を委任することにより出席したものとすることができる。
- 5 総会は、年に1回以上開催することとし、議長が招集する。
- 6 議長は大学等コアリションを代表し、会務を総括する。

## 第8条（運営委員会等）

- 1 運営委員会は、規則で定める参加機関に所属する者（以下「運営委員」という。）により構成する。関係省庁及び協力機関等はこれに同席し、意見を述べるることができる。また、議長は、関係する者を会議に出席させることができる。
- 2 運営委員会の議長は、運営委員会が決定する委員会細則に定める参加大学に所属する者が務める。
- 3 運営委員会は、総会が決定する規則及び方針に基づくコアリション全体の活動に係る具体的な活動方針の決定及び進捗管理、ワーキンググループ間の連携の推進、委員会細則の制定・改廃等を行う。
- 4 各運営委員は、委員会細則に定める総会及び各ワーキンググループのいずれかまたは複数を担当し、担当する運営委員により総会担当委員会及びワーキンググループ担当委員会（以下本条において「担当委員会」という。）を構成する。
- 5 総会担当委員会の議長は運営委員会の議長が務め、各ワーキンググループ担当委員会の議長は委員会細則で定める幹事機関に所属する者が務める。幹事機関の任期は2年とし、再任を可能とする。
- 6 担当委員会は、それぞれ総会及び各ワーキンググループの活動方針の決定及び進捗管理等を行う。
- 7 運営委員会及び担当委員会は、出席者の合議により議決し、合議により決することができないときは議長に一任することができる。やむを得ない理由により運営委員会を欠席する者は、予め代理の者を指名し、事務局に事前に連絡する。

## 第9条（ワーキンググループ及び研究チーム）

- 1 ワーキンググループは、それぞれ規則で定める参加機関及び協力機関等に所属する者により構成する。参加機関及び協力機関等に所属する者は、所属するもの以外のワーキンググループにも同席し、意見を述べることができる。また、議長は関係する者をワーキンググループに出席させることができる。
- 2 ワーキンググループの議長は、当該ワーキンググループ担当委員会の議長が務める。
- 3 ワーキンググループには、当該ワーキンググループの活動に関わる研究活動を行う研究チームを設置することができる。
- 4 研究チームの構成員は、参加機関及び協力機関等に所属する者に限らない。
- 5 ワーキンググループ及び研究チームの設置については、規則において定める。

## 第10条（事務局）

大学等コアリションの事務を処理するために事務局を置く。

## 第11条（規則）

この規約の実施のために必要な事項は、総会が別に定める。

### 附 則

本規約の施行は令和3年7月29日とする。

### 附 則

本規約は令和4年6月30日に改正する。